

会 議 録

会議の名称	平成29年度第2回東村山市障害者福祉計画推進部会				
開催日時	平成29年7月27日（木）午後2時～3時55分				
開催場所	北庁舎1階 第2会議室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>（委員） 今井和之、郷家子、高橋節夫、岡本やよい、根本信子、千葉光男、頓所恵子、阿刀田俊子、手賀清春、村上正人、星忍、寺田健治、福尚美、高橋千恵子</p> <p>（市） 河村健康福祉部次長 地域福祉推進課：新井課長、大塚主査 障害支援課：小倉課長、加藤課長補佐、宮本事業係長、東支援第1係長、後藤支援第2係長、福田給付係長、沢田主任</p> <p>（コンサルティング業者） 株式会社 I R S</p> <p>●欠席者： 牛木信之、西尾佐知子、瀬下健、中村一彦</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	1名
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 挨拶</p> <p>3. 議事（報告）</p> <p>（1）地域福祉計画策定委員会について</p> <p>（2）障害福祉計画（第4期）の検証</p> <p>（3）第4次地域福祉計画（第4次障害者福祉計画）の検証</p> <p>4. その他</p> <p>5. 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>健康福祉部障害支援課</p> <p>担当者名 加藤・宮本</p> <p>電話番号 042-393-5111（内線3152・3166）</p> <p>ファックス番号 042-395-2131</p>				
会 議 経 過					
<p>1. 開会</p> <p>○委員14名の出席により過半数を超えているため会議が成立</p> <p>2. 挨拶</p> <p>○健康福祉部次長</p> <p>3. 議事（報告）</p> <p>○部会長</p> <p>議事を進める前に、傍聴者については随時これを許可したいと思いますのでよろしく申し上げます。それでは、議事について、事務局より説明をお願いします。</p>					

(1) 地域福祉計画策定委員会について  
資料1に基づき事務局より説明が行われる。

○部会長

計画案のパブリックコメントを実施するということですが、意見を受け付ける場のようなものが用意されているのでしょうか。

○事務局A

公民館や地域福祉センター等に意見箱が用意されています。そちらでアンケートに答えていただいたものをまとめ、後日ホームページなどを通じて報告させていただく予定です。

○部会長

わかりました。皆さまからご意見ご質問はありますか。無いようなので、次の議事について事務局から説明をお願いします。

(2) 障害福祉計画（第4期）の検証  
資料2に基づき事務局から説明が行われる。

○部会長

まずは皆様からご質問があれば、まとめてお受けしたいと思います。

○委員A

成果目標のうち、施設入所者の地域生活への移行についての検証として、「引き続き施設と連携し」と記載されているが、主な対応としてはどのようなことが挙げられるか教えてほしい。

○委員B

9ページの移動支援事業に関連してお伺いしたい。以前、視覚障害者のためのガイドヘルパー研修をしたということを聞いているが、肢体不自由者のためのガイドヘルパーの養成についてはどのように考えているのか。

○委員C

私も同様に、ガイドヘルパーの養成について伺いたい。平成27年度に実施した研修には何人が受講して、何人が従事者として残っているのでしょうか。

○委員D

4ページの居住系サービスと5ページの障害児通所支援について伺います。両方とも、市外施設に頼っている部分があると思います。市内の施設の状況について知りたい。

○委員E

2点あります。まずは、私もグループホームについて意見を言いたい。市外のグループホームを頼っていて、市内のグループホームが少ないように感じる。地域移行を増やしていくためには、もっと市内にグループホームを増やす必要があるのでは

はないか。

2点目は9ページの移動支援についてです。これまでも意見を出しているが、月に使える時間数として、8時間というのは少ない。他の自治体は30時間とか、大阪府では100時間出している自治体もある。地域によって色々ありますが、年々少しでもいいから増やすことはできないでしょうか。

○部会長

それではここで一旦、事務局から回答をお願いします。

○事務局B

まず、A委員の質問について回答します。施設入所されている方の地域移行について、施設との連携をどのように行っているのかということですが、対象者の生活の様子や地域移行の考え方について施設側から「サービス等利用計画」や「個別支援計画」をいただいています。市の対応としては、対象者の障害特性、生活状況、保護者の御意向も踏まえながら、施設からの地域移行を進めております。昨年度におきまして、施設から地域への移行体験をした方が6人いらっしゃいました。結果といたしまして、体験途中で、本人から施設に戻りたいとの話があったり、環境の変化により精神状況が悪化したりといった理由により、やむをえず施設に戻られた方もいました。引き続き施設入所されている方の地域移行については、施設の職員等と連携を取りながら、進めてまいります。

続いて、B委員のご質問ですが、本来、ガイドヘルパーの人材育成については都の役割となっており、都では、人材育成研修を行っているものの、なかなか人材の確保ができないとの話を受けております。当市では、平成27年度に障害のある方の理解啓発活動の一環として、試行的に市でガイドヘルパー養成研修を実施いたしました。なお、肢体不自由のある方については、市の地域生活支援事業による移動支援ではなく、障害者総合支援法に基づく重度訪問介護で外出の移動を利用している方が多い状況にあります。ヘルパーの人材確保については、障害者自立支援協議会等からもご意見をいただいておりますので、都の動向に注視しながら、引き続き検討をしてまいります。

D委員とE委員からいただいた、施設整備状況に関するご質問について回答します。まず、市内のグループホームについては、平成29年4月1日に、東京都社会福祉事業団が運営する重度の知的障害者を対象としたグループホームが恩多町に開設したほか、本年10月には、恩賜財団東京都同胞援護会が富士見町にグループホームを開設予定です。今後も利用者のニーズを踏まえながら、また、障害者自立支援協議会からも意見がありましたが、当市において信頼と実績のある法人に、整備をお願いしていきたいと考えております。

続いて、市内の障害児通所支援事業の状況ですが、障害のあるお子さんの保護者からのニーズを踏まえ、市内の障害児通所支援事業の運営をされている法人さんと話し合いをする中で、事業の拡大をお願いしているところです。

最後に、E委員の質問2点目、移動支援についてお答えします。以前から時間数に関してご指摘いただいている一方で、やはりガイドヘルパーが不足しているという状況が続いており、障害者自立支援協議会でも意見をいただいている状況です。市としても、ガイドヘルパーの数や支給決定時間、利用人数など全体を踏まえなが

ら、時間数については検討していきたいと考えております。しかしながら、一時的にやむをえず支給時間が月8時間では足りなくなりそうな状況がある場合には、本人の個別状況や障害特性を踏まえながら、支給時間を増やすような調整も行っております。そのような調整が必要な方については、市の担当ケースワーカーにご相談いただければと思います。

C委員のご質問、研修受講者数と従事者数については、今、手元に資料がありませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○部会長

事務局から回答がありました。他にございますか。

○委員F

移動支援事業についてですが、精神障害者は移動支援の対象になっていないと思えます。

○事務局B

精神障害のある方の移動支援について、実施はしておりますが、移動支援の対象要件として、1人で外出することが困難な障害者等としております。精神障害のある方の個別状況等を勘案しながら市で相談をお受けしているところです。

○部会長

ここで、1時間が経過しましたので、10分間休憩にしたいと思います。

(休憩)

○部会長

会議を再開します。

○事務局B

C委員の質問について回答します。平成27年に実施した視覚障害のある方のガイドヘルパー養成研修の受講者は44名、知的障害者のためのガイドヘルパー養成研修の受講者は27名で、計71名が受講いたしました。そのうち、平成29年4月1日現在の従事者数は、視覚障害のある方の同行援護が28名、移動支援が8名、計36名となっています。

ガイドヘルパー不足への対応に関連することといたしまして、平成28年10月には社会福祉協議会主催により、市内の同行援護の事業者が集まり、横の連携強化を目的とした会議を開催いたしました。また、移動支援については、2か月に1回、こちらでも社会福祉協議会主催による、居宅介護事業所交流会が開催されており、市の職員も参加しております。これらの会議により、現在の事業所のヘルパーが不足している部分を、他の事業所との連携で補う等の対応により、サービスを必要とする方が利用できるよう、連携強化に努めているところです。

○部会長

よろしいでしょうか。質問や意見が無ければ次に進みます。

次の議事の(3)第4次地域福祉計画(第4次障害者福祉計画)の検証について、事務局から説明をお願いします。

(3) 第4次地域福祉計画(第4次障害者福祉計画)の検証  
資料3に基づき事務局から説明が行われる。

○部会長

委員の皆さんから質問や意見はありますか。

○委員E

地域資源の活用による拠点づくりと活動の場の充実について、意見があります。我々の法人でも様々な事業をやっている。事業をやるにあたっては、一般の方から土地を借りている。先日、市議会の資料を見ましたが、障害者団体が市から施設を無償譲渡されている。その上、修繕費も市が出すということを聞いた。我々は、高額な金額で土地を借りている。1つの法人にだけ無償譲渡や貸与するのではなく、一般の方から物件を借りている法人にも、例えば月に2~3万円の補助制度が必要なのではないかと思います。

○委員C

障害者の就労支援について質問します。平成28年度の新規就労者51名は、どのぐらいの人達がすぐに辞めてしまうのか知りたい。また、どのような形で雇用されているのか聞きたい。

○事務局C

E委員のご意見についてお答えします。重症心身障害児者通所施設である「あゆみの家」の建物無償譲渡については、市議会3月定例会において、議決を得て譲渡したものです。この度の無償譲渡は、平成27年度にあゆみの家事業の民間移管を行ったことに伴うものであり、移管先法人において、既存建物をさらに有効活用しながら、移管した事業を発展継続していただくために実施したものです。なお、あゆみの家事業に限らず、これまでも市が実施している事業は、法制度の整備に応じて、市内の社会福祉法人に民間移管を進めてまいりました。民間移管を進めるにあたっては、これまでも移管後の事業の質が低下することが無いよう、建物の譲渡や補助事業の実施の他、土地を無償で貸与するなどの取り組みを行ってきたところで

す。  
修繕に関する補助金については、前回の会議でも説明したところですが、あゆみの家の築年数が24年を経過しており、設備の劣化等による故障が様々発生している状況がございましたことから、平成29年度に限り、譲渡先法人が実施する改修工事費用に対する補助を実施するため、予算計上したものでございますので、ご理解をいただければと思います。

○部会長

先日、保育所を運営している人に対し固定資産税を免除するというニュースを見ました。負担の軽減には、補助以外にも様々な方法があるかと思いますので、検討していただけたらと思います。

○事務局D

補足します。市内の就労継続支援B型・就労移行支援・生活介護・自立訓練・生活訓練などの、障害者が日中通う事業所に対しては、東京都の補助金を財源として、

市が一定の補助を実施しています。この補助金については使途について特段の定めがないので、各事業所の運営に必要な経費に使っていただいていると思います。市では事業所に対しての一定の補助事業は行っているということで、ご理解いただければと思います。

○委員E

わかりました。色々回答ありがとうございます。私の法人の事業は、あまりその補助金が入っていないと思います。我々の事業所は修理や耐震工事についても、自前でやっている。市の古い施設を譲渡したとしても、修理は自分で行うというのが当たり前ではないかなと思いました。

○部会長

よろしいでしょうか。事務局から残りの質問の回答をお願いします。

○事務局C

C委員の質問にお答えします。平成28年度に就職した方のうち、平成28年度中に離職した方の数で申し上げます。就職者51名の内、8名の方が離職されました。退職理由としては、腰痛の悪化など自己都合によるものが多くなっております。また、就職された方が、どのような立場で雇用されているかというご質問ですが、手元の資料では3名の方が正社員としての雇用となっております。残りの方はその他の雇用となっておりますので、いわゆるアルバイト等、非常勤での雇用になっているものと思われます。

○委員C

分かりました。

○委員G

難病患者はどの程度、障害者向けの支援を受けることができるのでしょうか。

○事務局B

難病の方の支援につきましては、障害者総合支援法のサービスを利用できる対象疾病に該当している方であれば、家事援助や身体介護などの居宅介護・視覚障害のある方の同行援護サービスなどの障害者総合支援法に基づくサービスを利用することができます。また、車いすや靴型装具などの補装具についても、東京都の判定が必要となる場合もございますが、ご利用いただけます。

○委員G

介護保険では認められていないサービスでも大丈夫なのでしょうか。

○事務局B

平成19年に国通知によって介護保険優先の原則が示されており、原則的に介護保険サービスをご利用いただける方については、介護保険を優先として活用していただいているところです。例えば、体型や障害状況に合わせて製作するオーダーメイドの車いすは介護保険サービスにないので、障害者総合支援法の対象となります。ご不明な点については、まずは介護保険のケアマネージャーに相談していただき、

その上で、介護保険での対応が難しいようであれば障害支援課のケースワーカーにご相談いただければと思います。

○部会長

他に質問ご意見がなければ次に進みます。

4. その他

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律について

国資料に基づき事務局から説明が行われる

○部会長

難しい言葉が多く並んでいるので、一度に理解するのは難しい部分もあろうかと思いますが、質問等がありますか。

○委員G

重度訪問介護について、重度とはどの程度のものでしょうか。

○事務局B

重度訪問介護は国で支給対象者が決められています。「障害支援区分」が区分4以上、かつ、2肢以上に麻痺等があることや歩行などについて一部介助等が必要な方を対象としております。

○委員C

「障害支援区分」を改正する通知は国から全然来ないのでしょうか。障害によっては、区分が合っていないという状況があります。

○事務局B

国は、平成26年4月より障害のある方の障害特性等を踏まえた区分認定として、新たに「障害支援区分」を創設しました。このことから、より障害のある方の障害特性等を踏まえた調査が実施されているところです。

○委員C

私の考えとは異なりますが、市がそのように考えているということなら、仕方ないですね。

○部会長

もっと、現実に近い区分にしてほしいという希望があるということでしょうか。

○委員C

ほんの少しの希望です。

○事務局B

平成24年より、計画相談支援が始まったこともあり、計画相談支援事業所の相談支援専門員等からもお話をお聞きし、その方の障害状況や障害特性をより反映した調査を行っているところです。

5. 閉会

○部会長

以上で議事は終了となります。事務局からの連絡事項があればお願いします。

○事務局B

今回の開催時期は、3年前同様、東京都からの指針が示される10月頃に開催を予定させていただきたいと思えます。

○部会長

本日の会議はこれで終了いたします。お疲れ様でした。